四国中央市は合併後大型公共事業が中心の市政が行われ、教育・福祉などが後回し

子どもとお父さんお母さんが望む子育て支援を！

市民の皆さんから子育て支援を求める声が多く届いています！
海外の先進国では医療も教育費も無料が当たり前！子育てにはほとんどお金がかかりません。
この立場から子育て支援を中心に質問しました。

若い世帯を応援することがまちの魅力発信につながる

飛鷹裕輔議員の質問

給食費無料化で子どもたちが喜ぶあったか市政を

「自校方式を守って」の声に応え、市民の願いに舵を切るべき

小学校…1食240円、年間4万3200円。
中学校…1食280円　年間5万400円。

県内では、すでに新居浜市が第3子を無料。宇和島市では1食100円の補助。松野町では半額の補助をするなど、子育て支援として学校給食無料化の取り組みが全国の自治体にひろがっています。無料は無理であってもなんらかの補助をする自治体が増えています。義務教育の無償化は憲法が保障していることです。

飛鷹議員は少子化、人口減少を食いとめ、子供の貧困解消へ、子育て支援の一環として四国中央市でも給食費の無料化を検討すべきと要求し、この学校給食無料化の流れに対しての市長の見解と、四国中央市で学校給食の無料化を実現するのにどのくらい予算が必要なのか質しました。そして川之江地区には充実した自校方式の給食制度を守り、三島地区については緊急避難として小中学校の303食のセンター「三島地域の専用の給食施設」を早く建てるよう求めました。

【教育総務課長答弁要旨】小中学校の児童生徒合わせて669人。就学援助制度により支払われる額を差し引き年間2億8千万円の予算が必要。

【教育管理部長答弁要旨】川之江の自校方式はセンター方式に移行する。計画を変更する予定はない。

川之江の自校方式を守ることこそがあったか市政です。子どもにとって一番いい給食はセンター方式ではなく、自校方式です。リスク分散に逆行する大型給食センターをつくるのは　踏みとどまるべきです。みなさんご一緒に大人たちの責任で、子どもたちのために給食の自校方式を守り拡げていきましょう。

保育料の3人目以降を無料に！

日本における貧困化率は、経済協力開発機構34か国中でも下から6番目の悪さ。いま所得格差・貧困が拡大している状況で、6人に1人が貧困。年々増加しており、少子化の問題と同じく、深刻な社会問題となっています。

飛鷹議員は保育園、幼稚園の保育料の3人目以降を無料とすれば、子育て世代を大きく励まし、2人目、3人目をもつことへの動機付けにもなるのではないか。該当する子どもの人数、無料化に必要な予算はいくらか。他市の動きに対して篠原市長の見解と、保育料の第3子の無料化を求めました。

【福祉部長答弁要旨】他市では今治市、大洲市が市の独自の施策として無料化に踏み切っている。四国中央市では対象児童数は452人で209人は既に保育料が無料。いま保育料を負担している243人の保育料を無料にするには年額約5900万円が必要。他市の子育て支援と国の動きを参考に適正な形を見出していく。

高校卒業まで医療費無料化は全国的な流れ実施求める

幼い子どもを持つ世帯の収入は低く、非正規雇用で収入が不安定な場合も多く、子育ての経済的負担は大変重いものとなっています。

飛鷹議員は県下では鬼北町が、昨年の4月から高校卒業まで子どもの医療費の無料化実施に踏み切っている。市長はこの流れをどう見るのか、高校卒業まで医療費を無料にするならば予算はいくら必要なのか質しました。

【市民部長答弁要旨】高校に通っている生徒は2300人弱、無料化には6800万円が必要。

【篠原市長答弁要旨】中学校卒業までの無料化は近隣の市が先行してやっており、やむをえず少子高齢化のなかで四国中央市に若者が定着してほしいから行った。高校の医療は義務教育の15歳までとは次元が違う。

大型箱物中心の子どもたちの望まない税金の使い方ではなく、子どもたちの命と健康を守るために税金の使い方を改めるべきです。

お金の心配がなくなれば、その分ほかのことにお金をつかうことができる、それが地域経済の活性化にもつながります。

◇

その他の質問【飛鷹議員】生活保護過払い問題について

厚生労働省「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査より」全国の無料化の流れ。2015年4月現在、1741自治体のうち

中学卒業まで無料	72.8%	1268市町村
高校卒業まで無料	15.5%	270市町村

1995年　正規雇用3779万人、非正規雇用1001万人。
2015年　正規雇用3242万人、非正規雇用1956万人。
非正規率は20.8%⇒37.6%と、非正規雇用の割合が大きく増えている。

新病院建設地は「三島・川之江インター付近へ」との市長発言を質す

青木永六議員の質問

先の市長選挙中、座談会において「新病院建設地は三島・川之江インター付近へ」と篠原市長が発言したと聞き、青木議員はその真意を質しました。

中核新病院は、「三島地区に建設する」と、愛媛県と学校共済組合本部との協定書に明記され、さらに篠原市長自身、病院が川之江に偏在することの解消の必要性を再三発言して来ました。

三島、土居地域の住民からすれば、協定書にある三島地区は廃止された県立三島病院の代替え的施設でもあり、市内西部の住民の利便を考えた建設地と考えているのは当然であり、大災害時の対策問題もあります。

このような中、突然、建設地は三島・川之江インター付近という市長発言は極めて重大です。

【篠原市長の答弁要旨】私が言ったのは、二次医救急病院が川之江でも東の方にあり、四中病院を総合病院として移転するときには、より中心的な位置にもってくることが大事だ。今のインター付近にもってくることが市民にとって非常にいい事だと申し上げた。値段、交通の便、四中病院の経営、医者の交通の便もある。などと答弁し、新病院建設地は三島・川之江インター付近との私論を展開しました。

この発言は公式には今回初めての発言と思われ、今後おおいに議論することが求められます。

来年からの国保県運営による国保料アップなど負担増を避けよ！

12万6053円、これは愛媛県が試算し国に報告した四国中央市の来年度一人当たり国保料です。（別記、県下一覧表）平成28年度（10万9933円）より1万6120円、14・7%アップの過去最高額となっており、県や市は「あくまでも試算であり・・確定数値ではない」と言いますが、負担増が心配されます。

青木議員は県下全市町連携会議や運営協議会などで、進められている問題点を質しました。

青木議員は、計算方法も示しながら、①県が示した一人当たり国保料12万6053円は、今後大きく変わらないのではないか。②高すぎる保険料をどう軽減するのか質しました。

【市の答弁要旨】県試算は激変緩和措置を考慮する前の数値で、現在協議中であり今後変動があると思われる。市民負担の軽減には、ひとり一人の健康づくりで医療費を抑える必要がある。

「国保料」方式を「国保税」方式に変えられると大変！

現在、川之江時代の「料方式」が採用されており、国民健康保険法第76条では「保険料方式」を定めています。「税方式」は例外ですが、徴収権の時効が「料」は2年・「税」が5年。また税は抵当権順位に関係なく、税の法定期限が優先されるなどで、「税方式」を採用する自治体が多く県下でも多数です。さらに「税」は強権的な滞納整理機構を使った徴収対象にもなり、これまで通り「料方式」を採用させることが求められます。

また、現在の所得・資産・世帯・均等割の4方式計算か、それとも都市部に多い資産を除いた3方式にするのか、県の試算は3方式であり低所得層に負担が重くなるという問題も質しました。

【市の答弁要旨】「税方式」へ移行すると、収納強化にメリットがあるが、システム改修費用が多額になり総合的に検討する。賦課方式は、資産割廃止の影響を見極め被保険者の過度の負担がないよう慎重に検討したい。

国のガイドラインや「国保運営方針」は、法的拘束力は無し

保険料や「料か税か」などを決める「国保運営方針」や国がすでに示しているガイドラインは、「地方自治法第245条の4第1項に基づく助言である」として「法的拘束力」を持つものでないことが国の見解で示されており、この点を堅持して今後の協議に臨むかどうか等を質しました。

【市の答弁要旨】国保運営方針は3年ごとに見直すことになっている。各市町が参画していることで自治体への配慮がされていると考えているが、市の立場は主張する。

高すぎる国保料への一人一万円引き下げを求める

平成28年度の国保会計の決算見込みは、1・8億円の黒字見込みであり、来年からの県移管を前にして長い間の高すぎる国保料軽減のため、黒字を加入者に還元する一人一万円引き下げを求めました。

【市の答弁要旨】来年からの広域化は不透明で、医療費の増加も見込まれ、財政状況は予断を許さない。さらなる高騰は抑制するために努力する。

★全体として、以上のようなやりとりでしたが、来年からの国保行政には大いに注意が必要です。

愛媛県の国保標準保険料試算一覧表

市町名	税/料	賦課方式	平成28年度一人当り保険料	県試算の標準保険料
松山市	料	3方式	94,289	110,690
今治市	税	4方式	93,910	113,827
宇和島市	料	4方式	103,809	110,085
八幡浜市	税	4方式	114,579	130,886
新居浜市	料	3方式	87,328	124,290
西条市	税	4方式	97,633	116,781
大洲市	税	4方式	100,011	112,219
四国中央市	料	**4方式**	**109,933**	**126,053**
伊予市	税	3方式	103,090	112,030
東温市	税	3方式	103,881	112,432
西予市	税	4方式	85,116	109,571

東京都の入札契約制度改革に学ぶべき

三好平議員の質問

都の改革内容：第一に1者入札99・9%落札なくすため
①予定価格の事後公表②JV結成義務の撤廃③1者入札の中止

1．都政改革本部の入札契約制度改革の実施方針の取り組みの受け止めを問う

都政改革本部では、都民からみて競争性や公正性に疑念を生じさせること自体が、発注者として回避すべき大きな責務との観点から、大学教授、弁護士など特別顧問10名、特別参与3名の外部者も入れた内部統制プロジェクトチームを結成し、半年ほどかけて入札契約制度改革の実施方針を決定しています。その内容は、平成29年度から実施する事項として、表題に示した事項などであり、実施方法は、1年間の試行として実施し、入札契約制度のあるべき姿としてまとめたとのことです。

三好議員は、この取り組みは、まさに税金の賢い支出を追及する姿勢として学ぶべきと提案しました。

加えて、わが党議員団は、当市の現入札制度を改善すべきと東京都と同じ内容をあげ提起してきたにもかかわらず、今議会に出された請負契約締結の工事2件とも落札率99%を超えています。これは、市長の立場が高止まりを常態化しており、今回の市長選挙の結果にも改善求める市民意思の反映があるとして、競争性や公正性に疑念を生じさせること自体が、発注者として、回避することが大きな責務として、都が改革に取り組んだ姿勢にこそ学び、検討に着手すべきと追及しました。

東京都が、試行実施する3項目（表2）などを紹介し、改善に踏み出すべきと追及しました。

【財務部長の答弁要旨】

「入札契約に疑念を生じさせる自体は回避すべき」との観点は、発注者とし当然備えるべき見識であり、大いに学ぶべきものがある。東京都の入札制度改革の動向は、今後の指標の一つとなりうるため、実施状況等注視していきたい。今後、国の指導や「公共工事品質確保推進協議会」との連携のもと、当市の実情に合った入札契約の改革に検討を進めたい。

初めて、検討していく方向を表明されたが、「予定価格の事後公表」、「JV結成義務の撤廃」、「1者入札の中止」などは、当面の間、本年度は現状の運用を継続し、今後県や他市の情勢を見ながら、運用方針を決定していきたい旨表明があった。

市の責任は税金の有効活用に責任を持つべきで、入札が確実に複数で行われ、競争性、透明性、公正性が担保される努力こそ市に求められています。都政改革本部に学び、改革に着手することを引き続き求めていきます。ご一緒に声を上げましょう。

表2　東京都の入札契約制度改革の概要

改革項目	目的・理由	期待される効果
予定価格の事後公表	疑念の払拭が喫緊の課題・事業者が適切に工事見積もりできる環境が整っている・行政に圧力をかけ予定価格を引き出すなど不正防止について対策を一層強化する	予定価格にきわめて近い落札（落札率99.9%）は減少し、入札の透明性が向上する
JV結成義務の撤廃：JVと単体企業のどちらでも参加できる混合入札とする・	JVの結成の義務付けが参加にあたっての制約になっている・混合入札の導入に当たり、競争性の確保と中小企業の育成との整合を図る	大規模工事における入札参加者の増加と競争性の向上
1者入札の中止：入札参加希望者が1者の場合は入札を中止・再入札案件は、入札参加資格を最大限に見直したうえで1者でも入札を実施する	電子調達システムの下での一般競争入札では、公正性に疑念を生じさせる恐れがある。試行結果を検証して、第三者機関によるチェック体制も含め、1者入札を認める場合の実務的な手続きや基準などの整備を進める	1者入札が減少し、入札の透明性・競争性が向上する